令和4年

3月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和4年3月定例総会 会議録

- 1 日 時 令和4年3月10日(木) 午前9時30分 開議
- 2 場 所 八幡タウンセンター 交流ホール
- 3 出席委員(28名)

委員 1番 佐藤 浩良 委員 2番 齋藤 均 委員 3番 池田 良之 4番 阿部 香美 委員 5番 吉高祐二郎 委員 6番 佐藤 利篤 委員 7番 五十嵐弘樹 委員 8番 伊藤 正行 委員 9番 伊與田明子 委員 10番 五十嵐直太郎 委員 11番 川村 恵実 委員 12番 耕 委員 池田 13番 池田 憲一 委員 14番 土田 治夫 委員 15 番 佐藤 秀之 委員 16番 飯塚 将人 委員 17番 佐藤 良 委員 18 番 遠田 裕己 委員 兼山 宏勝 19番 石川 渡 委員 20番 佐藤 耕造 委員 21 番 委員 22番 髙橋 公基 委員 23番 髙橋 義弘 委員 25 番 尾形 大介 委員 26 番 後藤 保喜 委員 27 番 佐々木治人 委員 28番 大場 重樹 委員 29番 荘司太一郎 委員

- 4 欠席委員(1名) 24番 三浦ひとみ 委員
- 5 事務局職員出席者 事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子 主事 土田智世 専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子
- 6 報告事項
 - 1. 農地法第3条の3届出書の受理について
 - 2. 農地法第5条届出書の受理について
 - 3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - 4. 解約
 - 5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
- 7 議 事

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第13号 農用地利用集積計画について

議第14号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案について

議第15号 非農地判断について

8 閉 会

(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

皆さん、おはようございます。ただいまから、令和4年3月定例総会を開会いたします。 総会開会に当たりまして、五十嵐直太郎会長より挨拶申し上げます。

〇五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めることとなっております。 五十嵐会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行してまいりたいと思います。 本日の欠席委員は、24番、三浦ひとみ委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。 議事録署名委員に、21番、兼山宏勝委員、22番、髙橋公基委員の両名にお願いいたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項についは、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について11件、2、農地法第5条届出書の受理について3件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について1件、4、解約6件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について72件、以上93件について農地係長が報告いたします。

○阿彦農地主査兼係長

(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。議第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議 題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請については、13件の許可申請がありましたので、そ の可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

24ページご覧ください。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回の3条の案件につきましては、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、 全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで農地法第 3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件 では農業者年金への影響はございません。

酒田23番、こちら生石の田2筆につきまして、相手方の要望によって所有権移転となります。なお、 先ほど解約で出てまいった内容になっておりまして、場所は白地でございます。

別添資料の1ページをご覧ください。10アール当たり27万円、総額では75万7,000円ということで ございます。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

酒田24番、こちらが広野の田と畑1筆ずつの売買となります。相手方の要望によって所有権移転と なるものでございますが、田につきましては、価格はゼロ円ということで、贈与となります。畑に ついての価格は、別添資料1ページをご覧いただきたいと思いますが、10アール当たり15万6,000 円ということでございまして、こちらは畑についての価格となっております。なお、こちらの方々 同士の売買について、また後ほど集積でも同様に出てまいります。こちらの筆について、青地では ございますが、価格の設定につきまして、場所が荒れているという状況もございまして集積単価に なじまないため、こちらの2筆について3条の設定を行うものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

酒田25番です。こちらについては母と子になります。このたび年金を伴わない経営移譲ということ で、使用貸借権の設定20年を行います。

酒田26番です。父と子の関係になります。こちらも年金を伴わない経営移譲ということでございま して、10年の使用貸借権設定を行うものでございます。

25ページになります。

酒田27番、こちらの関係性は祖父と孫になります。この祖父のほうが、加算付の経営移譲年金を受 給されておりまして、このたび年金を伴う経営移譲年金による使用貸借権の設定ということで、10 年の期間を設定いたします。

続く酒田28番です。こちらは父と子の関係になります。こちらについては、父のほうが特例付加の 経営移譲年金を受給しておりますので、年金を伴う経営移譲ということでございます。再設定にな りますが、10年の使用貸借権の設定を行うものでございます。

続く酒田29番、こちら父と子の関係になります。 こちら父のほうも経営移譲年金特例付加年金を受 給されている方でございますので、年金を伴う経営移譲ということでございます。期間満了に伴う 再設定でございまして、こちら20年の期間の使用貸借権設定となります。

酒田30番です。父と子の関係になります。年金を伴わない経営移譲、経営継承ということでござい まして、使用貸借権の設定30年間ということで行います。なお、住所上は異なっているために別世 帯とはなりますけれども、親子で同一の農業経営を行ってきておりますので、経営面積のところに は同一の経営内容での面積記載をしているところでございます。また、地目について山林とはなっておりますが、現況は畑でございます。

26ページをお開きください。

酒田31番、父と子の関係になります。父のほうが特例付加年金経営移譲年金を受給されている方でございますので、年金を伴う経営移譲ということでございまして、再設定となります。10年の使用貸借権設定を行います。また、山林地目の箇所については、現況が畑となっております。

酒田32番です。こちらは父と子の関係になります。なお、次のページで同じ受け人が出てまいりますけれども、このたびこの父のほうが、今まで酒田33番で母から受けていたものを、先ほど解約で出てまいりましたが、解約を行って、それを息子さんへ預け直しをするものでございます。年金を伴わない経営継承ということでございまして、20年間の使用貸借権設定となるものでございます。それでは、次のページの酒田33番です。こちらは祖母と孫の関係になります。加算付の経営移譲年金を受給されている方でございますので、年金を伴う経営移譲ということで、20年の使用貸借権設定となっております。なお、こちら酒田32番と酒田33番の経営面積をご覧いただきますと、このたび権利設定を行う面積と自作面積とが差がある状況でございます。酒田33番での経営移譲年金を受給する際に全て経営移譲を行う必要があるのでございますが、その時点で、その先代の名義の農地があったことから、このたびこの差の分については使用貸借権の設定が必要となるものでございます。それでは、27ページの酒田34番を申し上げます。

こちらについては、田が市外化区域にある箇所でございますので、3条での賃貸借権の設定となります。10アール当たり1万1,000円で、10年の設定となります。

松山お願いします。

○松山総合支所 門脇調整主任

松山2番、こちらは庄内町の沢新田○○から同じく○○へ親子になります。申請事由ですが、年金を伴う使用貸借権の再設定で期間20年となります。以上です。

〇五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

3月3日に第5班による農地調査委員会を行っております。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に 問題はないとの意見であることを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。 今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないとい うことですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いいたします。 何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第11号については許可決定といたします。

◎議第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第12号 農地法第5条の規定による許可申請については3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

28ページになります。

議第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田2番、こちらは砂採取の案件となります。坂野辺新田字地続山の畑と山林の地目の箇所になります。現況は畑となっているところでございまして、3筆について、1名の所有者からの権利設定となるものでございます。賃貸借権の設定となりまして、農地区分は農用地区域、期間は1年間の一時転用となる予定です。なお、こちら3筆だけになっておりますので、後ほど別添資料でご説明いたしますが、搬出路の利用についても同時利用計画がございます。なお、採取量は3,388立米の予定です。

それでは、別添資料2ページ、3ページ、4ページをご覧ください。

このたび全体計画図の記載の都合から、いつもと記載順が違っておりますが、2ページが全体計画図となっておりますので、こちらのほうからご覧いただきたいと思います。

ここは令和元年度に予備調査を行った場所でございます。北側のほうに十坂小学校がありまして、 4ページのほうをご覧いただきますと、十坂小から南に下った箇所にあるものでございます。 ではまた2ページをご覧ください。

令和3年10月20日に、1期目ということで転用許可1年間の一時転用許可が出ております。その際その西側のほうに搬出路も併せて許可が出ております。このたびこの2期目の採取に関しては、1期目の搬出路を利用して搬出を行うという計画になっております。そのため、この令和3年10月から1年間の一時転用許可という期間内に合わせて、この2期目の採取を終える予定となっているものでございます。

こちらは市道が搬出路との間に走っておりますけれども、この2期目の市道との保安距離については5メートルを確保するということでございまして、それ以外の三方向については、隣地とは2メートルの距離を確保するということでございます。また、一番深いところで3.7メートル掘り下げるという計画になっております。なお、この後、3期目、4期目と続く予定になります。東側のほうには保安林がございますので、それ以降、東側のほうに延びる計画はない予定でございます。3ページをご覧いただきますと、字切図が載っております。このたびはこの方1人からの申請ということでございますが、この3筆の営農計画につきましては、イチジクを作付するというふうになるものでございます。

後ほどスライドでご説明をしたいと思います。それでは、議案書にお戻りください。

酒田3番です。こちらについても坂野辺新田となります。住宅地に近い箇所になっておりまして、畑1筆を転用申請いたします。申請事由は、店舗兼住宅敷地ということでございます。

所有権移転の価格につきましては、別添資料の1ページをご覧ください。

酒田3番、10アール当たり価格でございます。農地区分は、集落に接続する小規模の生産性の低い 農地であることから2種農地と判定し、日常生活上必要な施設であることから、許可基準を満たす ものと考えているところでございます。

議案書のほうをご覧いただきたいと思いますが、受け人が地区外在住ではございますが、もともと

この地区の出身の方ということでございまして、場所の選定につきましても、こちら市外地にも近いことから利便性も考えての場所の選定というふうに聞いてございます。なお、白地になっております。

また、別添資料のほうをご覧いただきたいと思いますが、6ページ、7ページになります。

7ページに案内図が載っておりまして、ご覧いただきますとおり、申請箇所の南側のほうにはAコープにしき町店があるなど、店舗を構えるには便利がいいというふうに聞いておりました。また、6ページのほう、字切図をご覧いただきますけれども、道路のほうに接続しているほか、西側のほうに畑があるのでございますが、そちらの方からは隣接同意をいただいているところでございます。それでは、議案書にお戻りください。

八幡、お願いします。

○八幡総合支所 後藤専門員

続きまして、八幡1番です。申請地は市条字横枕となっておりまして、1筆のうちの一部1,737平米について一時転用の申請を行おうとするものです。申請理由としては、資材及び車両置場ということで、賃貸借の案件になります。この土地につきましては、農振地域の地域外となりまして、都市計画法の用途区域になります。農地区分につきましては、都市計画の用途区域内ということでありますので、3種農地の判定をしております。

資料の8ページ、9ページをご覧ください。

現在ここに車両、資材等の置場として使っているところですけれども、ここの土地に〇〇の社屋を建設するということで、手狭になることから北側の畑のほうに拡張していきたいというような申請になります。資材置き場としては、これまで別の山側のほうにも設置しておりましたが、鉄板等の資材が盗難にあったということで、社屋の近くにまとめて資材置き場を設置したいとの希望です。将来的にはここの土地17-1の1筆全体について、転用を予定しているというふうに伺っておりますが、現状では地権者が梨の木の栽培を当面続ける予定でありますので、このたび必要となる部分を一時転用するものです。土地の賃借料については40万円の予定としております。この詳細については、スライドでご説明を申し上げます。

(スライドを映写)

以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、許可することに特に問題はないとの意見であることを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田2番は、砂採取案件でありますので、砂利対策協議会も開催されていることから、地元委員の 説明を割愛いたします。

酒田3番の現地調査の結果について、地区担当の4番、阿部香美さんよりご報告願います。

○4番 阿部香美委員

4番、阿部です。3月1日に事務局と現地確認を行いました。場所はAコープにしき町店がすぐ近くにあり、市外化が進んでいる地区にあります。周辺の農地への影響もなく、店舗兼住宅敷地としての大きさも適正であると思われますので、許可には支障がないものと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

続きまして、八幡1番について、3番、池田良之委員、お願いいたします。

○3番 池田良之委員

3番、池田です。3月1日に事務局と私と4人で現地調査を行いました。周囲への問題もなく、建設会社なので、水路のほうも適正に処理してもらえると思いますので、許可相当と考えますので、皆さん、よろしくご審議お願いします。

〇五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。 何かご質問ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第12号については、許可決定といたします。 続きまして、議第13号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。 事務局の説明を願います。

◎議第13号 農用地利用集積計画について

○村岡事務局長

議第13号 農用地利用集積計画については、1、特別事業(1)所有権の移転4件、2、一般事業(1)所有権の移転1件、(2)所有権の移転「中間管理事業 同時設定の特例」1件、(3)利用権の設定76件、3、農地中間管理事業(1)利用権の設定258件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

29ページになります。議第13号 農用地利用集積計画についてです。

なお、今回ご審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

それでは、議案書ご覧ください。

1番、特別事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は、令和4年3月17日の予定です。 番号は特売の八幡1番となります。八幡1番から八幡4番まで、同じ譲受人が所有権移転を行うも のとなっております。全て、移転時期、支払い時期は令和4年3月17日及び令和4年4月20日とな っております。

1番から4番までそれぞれ所在地が、升田字大台野地区の畑となっております。こちらにつきましては、地元のほうで畜産業を営む法人が、農地耕作条件改善事業というものに取り組んでおりまして、そのエリアに含まれる箇所になっているものでございます。このたびは、地権者からやまがた農業支援センターへ一旦譲渡し、それを法人が6月に買い戻す予定となっている計画での所有権移転となるものでございます。八幡1番では4筆の畑、対価については5万638円でございまして、総額では150万円。八幡2番につきましては、10アール当たり対価が5万73円、総額では220万円、

八幡3番では5万41円、総額では37万円、八幡4番では5万1,589円で、総額では25万円での計画となっているものでございます。

それでは、30ページをお開きください。

2番、一般事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は3月17日の予定です。

広野の1番です。先ほど農地法第3条でも出てまいりましたが、同じ譲渡人と譲受人になっております。こちらの土地の表示については、広野字大坪、広野字昭和の田5筆でございます。10アール当たり対価が52万円で、総額では728万7,800円となるものでございます。なお、移転時期、支払い時期は3月24日の予定でございます。

31ページになります。

2番、一般事業、(2)所有権の移転、中間管理事業での同時設定の特例となります。公告予定日は3月17日です。

番号で中間管理事業同時設定、北平田1番となります。曽根田の田1筆につきまして、10アール当たり50万円、総額で102万6,000円での売買となるものでございます。移転時期、支払い時期は3月31日の予定です。なお、譲受人が法人の構成員であるために、同時に法人のほうへ貸付けを行う必要があるため、その下の案件になりますが、同じ筆を10% あたり1万1,000円で10年の貸付けを行います。移転時期、支払い時期は3月31日付の同日となるものでございます。

それでは、32ページをお開きください。

2番、一般事業、(3)利用権の設定です。3月17日の公告予定でございます。

案件が多いために、特に申し上げる必要がある箇所について申し上げます。

本楯7番です。こちらは2月に18条4項で解約を行っていたものでございまして、このたび10年の貸付けでございます。

本楯の8番、こちらについては、1万1,000円で10年の貸付け計画となっております。借受け者の経営面積が少ない状況でございますが、経営実績があるということでございます。そのため、今回新規就農者用のエントリーシートは添付してございません。

続く本楯9番、こちら1万1,000円で1年の契約でございますが、1年後には中間管理事業へ切り替える予定でございます。

それでは、33ページをご覧ください。

東平田7番、その下、東平田8番になりますが、賃借料がゼロ円の箇所が含まれております。田の 地目ではございますが、こちらは以前から畑として利用しているということで、水田で作付できな い箇所ということでのゼロ円で、更新の契約となるものでございます。

それでは、今後更新が続きます。34ページ、ご覧ください。

34ページの一番下、新堀1番のところをご覧ください。先ほど18条6項で解約が出ていた筆でございます。このたび5年で貸付けをし直す計画になっているものでございます。

続く、35ページは更新の契約になります。36ページをお開きください。

広野の17番です。賃借料が1万3,000円となっておりますが、借受人が庄内町の方でございますので、庄内町の単価でということで更新でございます。

広野の19番、その下、広野20、広野21番につきましても、1万3,000円の賃借料設定となっております。こちらは、三川の方が借受人ということでございまして、こちらも三川の単価の設定でございます。更新の契約でございます。それぞれ10年の契約となっております。

37ページをご覧ください。

広野の22番、こちらも三川の方が借受人になりまして、1万3,000円の賃借料でございます。こちらは5年での更新の契約となるものでございます。

それでは、ページ飛びます。38ページ、お開きください。

袖浦3番になります。こちら6,000円の賃借料で、1年の契約となります。1年後には中間管理事業へ切り替えるためのつなぎの契約ということでございました。

その下、浜中の1番、浜中の2番になります。賃借料がゼロ円ということでございまして、こちらについても更新の契約ではございますが、以前からゼロ円で契約していたものの更新となります。 それぞれ10年の契約でございます。

八幡、お願いします。

○八幡総合支所 後藤専門員

八幡18番になります。先ほど18条6項のところで解約の案件になります。1万1,000円で10年間の

新規になります。

八幡19番、こちらも新規になりまして、個々で相対で契約していたものを、今回契約するというものになります。7,000円で3年間になります。

次のページ、39ページをご覧ください。八幡20番、こちらも更新の契約になります。

八幡は以上になります。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山になります。

松山11番ですけれども、1,000円の1年の新規で、こちらは令和5年度から中間管理事業で利用権設定するためのつなぎの賃貸借となります。

松山12番、ゼロ円の1年の更新で、こちらも令和5年度から中間管理事業で利用権設定するためのつなぎの賃貸借となります。こちら、当初は期間満了後に自作に戻る予定でしたが、ほかの案件と同様に、引き続き中間管理で賃貸借することになりました。

松山13番、こちら1万1,000円の10年で円滑化事業からの切替えです。

松山14番から松山21番まで、こちらは全て10年の更新となります。

なお、松山14番ですが、こちらは前回までと同様に1万5,000円の更新となります。

松山15番から松山17番、受け人が同じとなっておりまして、1万1,000円の10年の契約です。

松山18番から松山20番、こちらは受け人が同じで、田については1万1,000円、畑が4,000円となっております。

最後に松山21番ですが、こちらは1,000円となっております。 以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田38番、こちらは利用状況がソバということで、賃借料1,000円、5年の更新です。

平田39番から平田42番まで、同じ受け人になります。賃借料は6,000円と1,000円が混在しておりますが、年数は5年で、全て更新です。

平田43番、44番、賃借料が5,000円、年数も3年で更新になります。

平田45番から48番まで、こちらは受け手側の強い希望により、1年の更新を繰り返している案件になります。賃借料3,000円の更新です。

平田49番、こちらは受け手が○○になりまして、議事参与の制限を受ける案件になります。こちらの1筆以外の田は全て中間で契約になっておりますので、この外の筆である中間の周期に合わせるため、契約年数が4年、賃借料が3,000円、新規になっております。

平田50番、51番、こちらも更新で、賃借料が6,000円、5年になります。

平田52番、賃借料1万1,000円、5年の更新。53番、賃借料6,000円、10年の更新。

54番、1万1,000円、20年の更新。55番、1万1,000円、10年の更新。

平田56番、こちら賃借料9,000円とゼロ円になります。5年の更新です。

平田57番と58番は、同じ受け人になります。賃借料1万1,000円、10年の更新です。

平田59番、1万1,000円、10年の更新。60番が9,000円の10年の更新です。

平田61番から63番まで同じ受け人になります。賃借料は全て1万1,000円、10年の更新です。

平田64番、こちら1万1,000円、5年の更新です。

平田65番と66番、同じ受け人になります。賃借料1万1,000円、5年の新規になります。

55番と56番、これまでも耕作してきた農地ですが、このたびきちんと農業委員会を経て契約するということで新規になっております。

以上です。

○阿彦主査兼農地係長

続いて申し上げます。

それでは、中間管理事業を申し上げたいと思います。47ページです。

3番、農地中間管理事業、(1)利用権の設定です。公告予定日は3月17日でございます。

なお、中間管理事業の案件につきましては、本店会議を12月24日に開催しております。そちらのほうで承認をいただいた内容と同様になっておりますので、この場所での1件1件の説明は割愛した

いと思います。

なお、今回の特筆すべきこととしましては、56ページご覧いただきたいと思いますけれども、西荒瀬の35番から、ページが61ページの西荒瀬60番まで同じ借受人の案件となっております。地目をご覧いただきたいと思いますけれども、こちらは全て畑の箇所になっております。これまで中間管理事業ではなかなか畑が進みづらいところがございました。このたびの借受人がエリア一帯を集約したいという申出を受けまして、中間管理事業での契約が調ったものでございます。ご参照をお願いいたします。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第13号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

なお、議案書32ページの2番の一般事業、(3)の利用権の設定の本楯8番について、地区担当として補足説明をいたします。

この借受人の人は畜産業を営んでおり、一旦、耕作用の農地を手放したため、議案書に記載のとおり小規模な耕作面積になっております。十分に耕作実績のある人でありますので、今回、新規就農者としての資料添付は不要と思われます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

なお、今回、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件に該当する委員 が多いため、本案件を分けて審議します。

初めに、議事参与の制限に該当する案件を抽出して区切り、それぞれに該当する委員の退出を求めて審議いたします。

それでは、議事参与の制限に係る議案番号を申し上げます。

31ページの2、一般事業(2)所有権の移転「中間管理事業 同時設定の特例」の北平田1番、32ページ、2、一般事業(3)利用権の設定について本楯9番、39ページの松山11番、43ページの平田49番、47ページの3、農地中間管理事業(1)利用権の設定、南遊佐3番、49ページ南遊佐11番、51ページ西荒瀬10番、64ページ北平田6番及び北平田7番、90ページ松山45番、91ページ松山47番が該当しますので、次の委員には議事参与の制限の案件として退席を求め、暫時休憩いたします。

6番、佐藤利篤委員、8番、伊藤正行委員、16番、飯塚将人委員、20番、佐藤耕造委員、26番、後藤保喜委員、28番、大場重樹委員の6名は退席をお願いいたします。

なお、資料が少し飛び飛びですので、黙読の時間を1分ぐらい設けますので、よろしくお願いいた します。

> 午前10時39分 休憩 午前10時41分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

議事参与の制限に係る11件の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。 何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

31ページの2、一般事業(2)所有権の移転「中間管理事業 同時設定の特例」、北平田1番、32

ページの 2、一般事業 (3) 利用権の設定について本楯 9 番、39ページの松山11 番、43ページの平田49 番、47ページの 3、農地中間管理事業 (1) 利用権の設定、南遊佐 3 番、49ページ南遊佐11 番、51ページ西荒瀬10 番、64ページ北平田 6 番、北平田 7 番、90ページ松山45 番、91ページ松山47 番を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、これら11件について計画決定といたします。

ここで、6番、佐藤利篤委員、8番、伊藤正行委員、16番、飯塚将人委員、20番、佐藤耕造委員、 26番、後藤保喜委員、28番、大場重樹委員の6名の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時43分 休憩午前10時43分 再開

〇五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続いて、議案書68ページ酒田4番及び酒田7番、72ページ新堀3番、73ページ新堀6番、75ページ 新堀18番及び新堀19番、76ページ広野4番、79ページ袖浦1番、81ページ八幡6番及び松山1番、 84ページ松山17番、93ページ松山57番及び松山58番が該当しますので、次の委員には議事参与の制 限の案件として退席を求めます。

5番、吉高祐二郎委員、10番、五十嵐、私です。12番、池田耕委員、17番、佐藤良委員、21番、兼山宏勝委員、27番、佐々木治人委員、29番、荘司太一郎委員の7名は退席してください。

なお、私も議事参与の制限となりますので、退席いたします。

ここで会長職務代理者に議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩午前10時45分 再開

○齋藤 均 会長職務代理者

再開します。

議事参与の制限に係る13件の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。 ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 会長職務代理者

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議案書68ページ酒田4番、酒田7番、72ページ新堀3番、73ページ新堀6番、75ページ新堀18番、新堀19番、76ページ広野4番、79ページ袖浦1番、81ページ八幡6番及び松山1番、84ページ松山17番、93ページ松山57番、松山58番の13件について、計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 会長職務代理者

異議ないようですので、これら13件について、計画決定といたします。

ここで5番、吉高祐二郎委員、10番、五十嵐直太郎委員、12番、池田耕委員、17番、佐藤良委員、 21番、兼山宏勝委員、27番、佐々木治人委員、29番、荘司太一郎委員の退席を解除いたします。 ここで暫時休憩とし、五十嵐会長に議長を交代いたします。

午前10時47分 休憩午前10時47分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限 の議案以外について審議します。

資料の分量が多いため、審議の前に精査のための時間を1分程度設けたいと思いますので、黙読をお願いいたします。(資料黙読)

それではそろそろよろしいでしょうか。

審議に入ります。

それでは、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。 以上により、議第13号については全て計画決定となりました。

◎議第14号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画について

続きまして、議第14号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議案書の99、100ページをお願いいたします。

議第14号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、その案を作成することが求められているものです。 詳細について担当が説明します。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、99ページ、及び議案内容につきましては100ページを横にしてご覧いただきたいと思います。

議第14号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案についてです。

上段のほうに移転、下段のほうに解約移転とございます。こちらにつきましてそれぞれ、これまで 農地中間管理機構に利用権が設定されている農地になっておりました。その耕作者を変更したい場 合には、従来どおりの配分計画によってその借受け者を決定していくものとなるため、この耕作者 を変更する案についてご審議いただくものとなっております。

なお、配分計画が議決されました後は、この案を機構に送付しまして、利害関係人への意見の聴取などの手続きを経た後、前月の配分計画案と同様に4月26日の県知事公告をもって賃貸借の効力が発生することとなります。

それでは、計画案の見方をご説明いたします。

表の左側に示されているのが新たな借受け者でございます。表の右端に従来の借受け者が示されております。契約年数は、前の契約から引き継ぐため残期間が設定されております。なお、上段のほうにつきましては、借受け者のところだけ変更するものでございます。そして下段のほうにつきましては、こちらも借受け者を変更するということでございますが、少し書き方が異なっております。

その理由としましては、下段の解約移転について、該当する移転の箇所については、これまで令和3年度の経営転換協力金の申請が該当するものでございます。この協力申請の都合によりまして、これまで利用権設定されていたものを一旦解約しまして、地権者まで耕作権が戻った状態になってからの再契約とする必要があるため、このようなやり方になっているものでございます。それぞれの面積につきましては、移転の箇所について5筆の7,384平米、解約については6筆の1万278平米となっているものでございます。合わせました借受け者数は4名となっております。説明は以上です。

〇五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第14号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画案について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

〇五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農地中間管理事業 農用地利用配分計画案について決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議案第14号については計画決定といたします。

◎議第15号 非農地判断について

続きまして、議第15号 非農地判断についてを上程の上、議題といたします。 事務局の説明を願います。

○阿彦主査兼農地係長

議第15号 非農地判断について。非農地判断については、遊休農地に関する措置において、その土地の状況が農地として再生利用困難と見込まれるものについて農地台帳から除外することとなっております。その判断を求めるものです。

詳細は担当が説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

101ページになります。

こちらについては、当該地が農地法第2条の第1項に基づく耕作を目的とする農地には該当しない ことについて審議を求めるものになっております。

場所につきましては、1番となりますが、5つございます。別添資料の10ページと11ページをお開きいただき、併せてご覧いただきたいと思います。

成興野字箕輪18-1、田85平米、こちらについては別添資料の10ページにある場所になっております。国道に隣接する箇所でございまして、国道の買収で取り残されて切り取られた残地状態になっ

ている田になっているところでございます。面積も小面積で、耕作にはもう適さない状況になっております。後ほどスライドなどで写真などのご確認をお願いしたいと思います。

続いて、成興野字須郷2番から8番まで、こちらは別添資料で11ページにあります。戸沢村とほぼ 隣接する箇所にあるところでございまして、エリアとしては2か所に分かれております。11ページ 下側のほうに字切図ございますけれども、1番、2番、3番と離れて、それから4番から8番まで が一体となる状態でございます。こちらにつきましても、仮に原状回復して耕作を始めたとしても 水が来ない箇所でございます。また、この8筆全てにおきましては白地でございます。そのために 土地改良区の決済金などの影響はないところでございます。また、この地区がこのたび非農地判断 箇所となっている理由につきましては、例年、農地法第30条に基づいて実施いただいております 農用地利用状況調査、つまり農地パトロールにおきまして、その際に、森林の様相を呈していると いうことで地元の農業委員のほうからの確認をいただいた箇所になっております。

それで例年、再生利用が困難と見込まれる箇所と区分されてきた土地でございました。そういった場所につきましては、農林水産省通知に基づきまして、農地台帳からすぐに除外を行うこととなっております。そのため、今回その非農地判断をいただくものとなっております。

また、当該地に係る影響につきまして、あらかじめ多面的機能支払交付金や農業者年金、また、中山間直接支払交付金、経営所得安定対策、土地改良区決済金などに支障がないことは確認をしているところでございます。

詳細について、スライドでご説明を行いたいと思いますので、少々お待ちください。

(スライドを映写)

以上です。

〇五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、現地調査の結果を確認いたします。 地元農業委員から現地調査の結果報告を願います。

29番、荘司太一郎委員、お願いいたします。

○29番 荘司太一郎委員

29番、荘司です。

現状、長年耕作されていなくなっていた山あいの場所で、周辺状況についても影響ないことから、 非農地とすることは問題ないと思われます。また、毎年耕作をされてはおりません。原野化してお りまして、近くにも水利もないことから、非農地とすることは問題ないと思われます。よろしくお 願いいたしたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第15号 非農地判断について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

はい、どうぞ。

○26番 後藤保喜委員 26番、後藤保喜です。

中山間地を抱える地域として非常に重要な話なんですけれども、丁寧な説明がありまして、この議 案が決定してからどのような流れとなる予定でしょうか。

いろんな関係機関との調整もあると説明を受けました。その後、その地権者、最終的には地権者が、 例えば法務局に行って、その地目の変更をするのか。その後の地権者はどういったふうに通知になって、最後には地権者がどういったことをしなければならないか、そういうことをお伺いしたいと

思います。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま後藤委員の質問に対して、事務局お答え願います。

○阿彦主査兼農地係長

先ほど説明が不足しておりました。申し訳ございません。こちら議決をいただきました後は、関係機関以外に地権者ご本人にも該当する筆について通知をお送りいたします。現時点では、地権者から地目変更登記をご自身で行っていただく必要がございます。地目変更登記に係る手数料は無料となっておりますので、通知の際には、その地目変更登記の様式などもひな形を入れて一緒にお送りする予定でございます。また、唐突にいきなり通知が来ると地権者のほうでも戸惑われることがあるかと思いますので、そういった点についても、松山総合支所のほうで連絡を取っていただきながら、これから通知をさせていただければと思います。また、今後の流れということでは、法務局では地権者ご本人が申請することであっても、非農地判断による地目変更申請が来れば、その内容に沿って手続きを進めることができるとの確認をいただいております。次年度以降、職権での地目変更も検討し、その確認を今後進めていく予定でございます。以上でございます。

- ○五十嵐直太郎 議長 後藤委員、よろしいですか。
- ○26番 後藤保喜委員はい。
- ○五十嵐直太郎 議長

何よりも地権者の意志を尊重して丁寧に進めていきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そのほか何かご質問ございませんでしょうか。

ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第15号 非農地判断について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第15号について、決定といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和4年3月定例総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時08分 閉会)